

## 新 旧 対 照 表

改正後	改正前
目次	目次
(省略)	(同左)
第12章 更正、決定等事務	
(省略)	
<u>個⑫ 021-2 更正決定等通知書(別表(次葉))</u>	(新設)
(省略)	(同左)
個⑫ 037-1 更正決定等通知書(加算税の基礎となる税額の計算書(国外財産又は財産若しくは債務に係る加算税の軽減・加重用) / 付表の八の五)	個⑫ 037-01 更正決定等通知書(加算税の基礎となる税額の計算書(国外財産調書に係る加算税の軽減・加重用) / 付表の八の五)
(省略)	(同左)
<u>個⑫ 039-12 更正決定等通知書(翌年へ繰り越す純損失等の金額の計算書(東日本大震災) / 付表の九の二 平成27年分)</u>	(新設)
(省略)	(同左)

改正後	改正前
<p>個③ 404 所得税・消費税の納税地指定通知書</p> <p style="text-align: center;"><b>不服申立て等について</b></p> <p style="text-align: right;">氏名 _____ 殿</p> <p><b>【不服申立てについて】</b></p> <p>○ この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に _____ 国税局長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、 _____ 国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。</p> <p>○ <u>再調査の請求</u>（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。</p> <p><b>【取消しの訴えについて】</b></p> <p>○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。</p> <p>○ 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。</p> <p>○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。</p> <p>○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。</p> <p>(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。</p> <p>(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p> <p style="text-align: center;">( ) 枚のうち ( ) 枚目</p>	<p>(同左)</p> <p style="text-align: center;"><b>不服申立て等について</b></p> <p style="text-align: right;">氏名 _____ 殿</p> <p><b>【不服申立てについて】</b></p> <p>○ この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に _____ 国税局長に対して異議申立て又は国税不服審判所長（提出先は、 _____ 国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。</p> <p>○ <u>異議申立て</u>（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。</p> <p><b>【取消しの訴えについて】</b></p> <p>○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。</p> <p>○ 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。</p> <p>○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。</p> <p>○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。</p> <p>(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。</p> <p>(3) <u>異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</u></p> <p style="text-align: center;">( ) 枚のうち ( ) 枚目</p>

改正後	改正前
<p data-bbox="152 151 705 175">個③ 406 所得税・消費税の納税地指定解除通知書</p> <p data-bbox="470 252 779 276" style="text-align: center;"><b>不服申立て等について</b></p> <p data-bbox="840 316 1077 339" style="text-align: right;">氏名 _____ 殿</p> <p data-bbox="185 376 371 400"><b>【不服申立てについて】</b></p> <p data-bbox="179 437 1077 643">○ この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に _____ 国税局長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、 _____ 国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。</p> <p data-bbox="179 528 1077 643">○ <u>再調査の請求</u>（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。</p> <p data-bbox="185 711 389 735"><b>【取消しの訴えについて】</b></p> <p data-bbox="179 772 1077 1161">○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。</p> <p data-bbox="179 863 1077 1161">○ 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。</p> <p data-bbox="179 895 1077 946">○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。</p> <p data-bbox="179 959 1077 1161">○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。</p> <p data-bbox="179 1015 1077 1161">(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。</p> <p data-bbox="179 1046 1077 1098">(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。</p> <p data-bbox="179 1110 1077 1161">(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p> <p data-bbox="524 1294 741 1318" style="text-align: center;">( ) 枚のうち ( ) 枚目</p>	<p data-bbox="1144 151 1211 175">(同左)</p> <p data-bbox="1442 252 1751 276" style="text-align: center;"><b>不服申立て等について</b></p> <p data-bbox="1809 316 2047 339" style="text-align: right;">氏名 _____ 殿</p> <p data-bbox="1155 376 1341 400"><b>【不服申立てについて】</b></p> <p data-bbox="1149 437 2047 643">○ この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に _____ 国税局長に対して異議申立て又は国税不服審判所長（提出先は、 _____ 国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。</p> <p data-bbox="1149 528 2047 643">○ <u>異議申立て</u>（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。</p> <p data-bbox="1155 711 1359 735"><b>【取消しの訴えについて】</b></p> <p data-bbox="1149 772 2047 1161">○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。</p> <p data-bbox="1149 863 2047 1161">○ 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。</p> <p data-bbox="1149 895 2047 946">○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。</p> <p data-bbox="1149 959 2047 1161">○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。</p> <p data-bbox="1149 1015 2047 1161">(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。</p> <p data-bbox="1149 1046 2047 1098">(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。</p> <p data-bbox="1149 1110 2047 1161">(3) <u>異議申立て</u>についての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p> <p data-bbox="1494 1294 1711 1318" style="text-align: center;">( ) 枚のうち ( ) 枚目</p>

改正後

改正前

個④ 012 所得税の青色申告の承認申請の（承認、却下）通知書

（同左）

不服申立て等について

不服申立て等について

氏名 \_\_\_\_\_ 殿

氏名 \_\_\_\_\_ 殿

【不服申立てについて】

【不服申立てについて】

- この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に \_\_\_\_\_ 税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、 \_\_\_\_\_ 国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。
- 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

- この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に \_\_\_\_\_ 税務署長に対して異議申立てをすることができます。
- 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
- なお、異議申立てをしないで審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、 \_\_\_\_\_ 国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について判決があった場合において、当該判決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、判決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該判決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ずして訴訟を提起することができます。
  - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても判決がないとき。
  - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき
  - (3) 審査請求についての判決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるときその他その判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

- 審査請求について判決があった場合において、当該判決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、判決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該判決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ずして訴訟を提起することができます。
  - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても判決がないとき。
  - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき
  - (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての判決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

( ) 枚のうち ( ) 枚目

( ) 枚のうち ( ) 枚目

改正後	改正前
<p>個④ 013 所得税の青色申告の承認取消し通知書</p> <p style="text-align: center;"><b>不服申立て等について</b></p> <p style="text-align: right;">氏名 _____ 殿</p> <p><b>【不服申立てについて】</b></p> <p>○ この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>3月以内</u>に_____税務署長に対して<u>再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、_____国税不服審判所首席国税審判官）</u>に対して<u>審査請求</u>をすることができます。</p> <p>○ <u>再調査の請求</u>（法定の<u>再調査の請求期間</u>経過後にされたものその他その<u>請求</u>が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>再調査の請求</u>をした方は、<u>再調査決定書</u>の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して<u>審査請求</u>をすることができます。</p> <p><b>【取消しの訴えについて】</b></p> <p>○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。</p> <p>○ 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。</p> <p>○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。</p> <p>○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。</p> <p>(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき</p> <p>(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるときその他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p> <p style="text-align: center;">( ) 枚のうち ( ) 枚目</p>	<p>(同左)</p> <p style="text-align: center;"><b>不服申立て等について</b></p> <p style="text-align: right;">氏名 _____ 殿</p> <p><b>【不服申立てについて】</b></p> <p>○ この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>2月以内</u>に_____税務署長に対して<u>異議申立て</u>をすることができます。</p> <p>○ <u>異議申立て</u>（法定の<u>異議申立期間</u>経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>異議申立て</u>をした方は、<u>異議決定書</u>の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して<u>審査請求</u>をすることができます。</p> <p>○ <u>なお、異議申立てをしないで審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、_____国税不服審判所首席国税審判官）</u>に対して<u>審査請求</u>をすることができます。</p> <p><b>【取消しの訴えについて】</b></p> <p>○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。</p> <p>○ 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。</p> <p>○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。</p> <p>○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。</p> <p>(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき</p> <p>(3) <u>異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</u></p> <p style="text-align: center;">( ) 枚のうち ( ) 枚目</p>

改正後

改正前

個④ 020 再び現金主義による所得計算の特例の適用を受けることの承認申請の（承認、却下）通知書

（同左）

不服申立て等について

不服申立て等について

氏名 \_\_\_\_\_ 殿

氏名 \_\_\_\_\_ 殿

【不服申立てについて】

【不服申立てについて】

- この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に\_\_\_\_\_税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、\_\_\_\_\_国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。
- 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

- この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に\_\_\_\_\_税務署長に対して異議申立てをすることができます。
- 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
- なお、異議申立てをしないで審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、\_\_\_\_\_国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
  - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
  - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき
  - (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるときその他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
  - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
  - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき
  - (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

( ) 枚のうち ( ) 枚目

( ) 枚のうち ( ) 枚目

改正後	改正前
<p>個④ 025 所得税の棚卸資産の評価方法の変更承認申請の（承認、却下）通知書</p> <p style="text-align: center;"><b>不服申立て等について</b></p> <p style="text-align: right;">氏名 _____ 殿</p> <p><b>【不服申立てについて】</b></p> <p>○ この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>3月以内</u>に_____税務署長に対して<u>再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、_____国税不服審判所首席国税審判官）</u>に対して<u>審査請求</u>をすることができます。</p> <p>○ <u>再調査の請求</u>（法定の<u>再調査の請求期間</u>経過後にされたものその他その<u>請求</u>が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>再調査の請求</u>をした方は、<u>再調査決定書</u>の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して<u>審査請求</u>をすることができます。</p> <p><b>【取消しの訴えについて】</b></p> <p>○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。</p> <p>○ 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。</p> <p>○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。</p> <p>○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。</p> <p>(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき</p> <p>(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるときその他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p> <p style="text-align: center;">( ) 枚のうち ( ) 枚目</p>	<p>(同左)</p> <p style="text-align: center;"><b>不服申立て等について</b></p> <p style="text-align: right;">氏名 _____ 殿</p> <p><b>【不服申立てについて】</b></p> <p>○ この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>2月以内</u>に_____税務署長に対して<u>異議申立て</u>をすることができます。</p> <p>○ <u>異議申立て</u>（法定の<u>異議申立期間</u>経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>異議申立て</u>をした方は、<u>異議決定書</u>の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して<u>審査請求</u>をすることができます。</p> <p>○ <u>なお、異議申立てをしないで審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、_____国税不服審判所首席国税審判官）</u>に対して<u>審査請求</u>をすることができます。</p> <p><b>【取消しの訴えについて】</b></p> <p>○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。</p> <p>○ 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。</p> <p>○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。</p> <p>○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。</p> <p>(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき</p> <p>(3) <u>異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</u></p> <p style="text-align: center;">( ) 枚のうち ( ) 枚目</p>

改正後

改正前

個④ 027 所得税の減価償却資産の償却方法の変更承認申請の（承認、却下）通知書

(同左)

不服申立て等について

不服申立て等について

氏名 \_\_\_\_\_ 殿

氏名 \_\_\_\_\_ 殿

【不服申立てについて】

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に\_\_\_\_\_税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、\_\_\_\_\_国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。
- 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に\_\_\_\_\_税務署長に対して異議申立てをすることができます。
- 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
- なお、異議申立てをしないで審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、\_\_\_\_\_国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
  - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
  - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき
  - (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるときその他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
  - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
  - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき
  - (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

( ) 枚のうち ( ) 枚目

( ) 枚のうち ( ) 枚目

改正後

改正前

個④ 030 所得税の有価証券の評価方法の変更承認申請の（承認、却下）通知書

（同左）

不服申立て等について

不服申立て等について

氏名 \_\_\_\_\_ 殿

氏名 \_\_\_\_\_ 殿

【不服申立てについて】

【不服申立てについて】

- この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に \_\_\_\_\_ 税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、 \_\_\_\_\_ 国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。
- 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

- この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に \_\_\_\_\_ 税務署長に対して異議申立てをすることができます。
- 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
- なお、異議申立てをしないで審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、 \_\_\_\_\_ 国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
  - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
  - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき
  - (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるときその他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
  - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
  - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき
  - (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

( ) 枚のうち ( ) 枚目

( ) 枚のうち ( ) 枚目

改正後	改正前
<p>個④ 031-2 所得税の棚卸資産の特別な評価方法の承認申請の（承認、却下）通知書</p> <p style="text-align: center;"><b>不服申立て等について</b></p> <p style="text-align: right;">氏名 _____ 殿</p> <p><b>【不服申立てについて】</b></p> <p>○ この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>3月以内</u>に_____税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、_____国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。</p> <p>○ <u>再調査の請求</u>（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、<u>再調査決定書</u>の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。</p> <p><b>【取消しの訴えについて】</b></p> <p>○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。</p> <p>○ 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。</p> <p>○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。</p> <p>○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。</p> <p>(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき</p> <p>(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるときその他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p> <p style="text-align: center;">( ) 枚のうち ( ) 枚目</p>	<p>(同左)</p> <p style="text-align: center;"><b>不服申立て等について</b></p> <p style="text-align: right;">氏名 _____ 殿</p> <p><b>【不服申立てについて】</b></p> <p>○ この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>2月以内</u>に_____税務署長に対して異議申立てをすることができます。</p> <p>○ <u>異議申立て</u>（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、<u>異議決定書</u>の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。</p> <p>○ <u>なお、異議申立てをしないで審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、_____国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。</u></p> <p><b>【取消しの訴えについて】</b></p> <p>○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。</p> <p>○ 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。</p> <p>○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。</p> <p>○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。</p> <p>(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき</p> <p>(3) <u>異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</u></p> <p style="text-align: center;">( ) 枚のうち ( ) 枚目</p>

改正後	改正前
<p>個④ 032-2 所得税の減価償却資産の特別な償却方法の承認申請の(承認、却下)通知書</p> <p style="text-align: center;"><b>不服申立て等について</b></p> <p style="text-align: right;">氏名 _____ 殿</p> <p><b>【不服申立てについて】</b></p> <p>○ この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>3月以内</u>に_____税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長(提出先は、_____国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。</p> <p>○ <u>再調査の請求</u>(法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、<u>再調査決定書</u>の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。</p> <p><b>【取消しの訴えについて】</b></p> <p>○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。</p> <p>○ 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。</p> <p>○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。</p> <p>○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。</p> <p>(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき</p> <p>(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるときその他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p> <p style="text-align: center;">( ) 枚のうち ( ) 枚目</p>	<p>(同左)</p> <p style="text-align: center;"><b>不服申立て等について</b></p> <p style="text-align: right;">氏名 _____ 殿</p> <p><b>【不服申立てについて】</b></p> <p>○ この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>2月以内</u>に_____税務署長に対して異議申立てをすることができます。</p> <p>○ <u>異議申立て</u>(法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、<u>異議決定書</u>の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。</p> <p>○ <u>なお、異議申立てをしないで審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長(提出先は、_____国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。</u></p> <p><b>【取消しの訴えについて】</b></p> <p>○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。</p> <p>○ 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。</p> <p>○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。</p> <p>○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。</p> <p>(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき</p> <p>(3) <u>異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</u></p> <p style="text-align: center;">( ) 枚のうち ( ) 枚目</p>

改正後	改正前
<p>個④ 032-4 所得税の減価償却資産の特別な償却方法の承認の取消し通知書</p> <p style="text-align: center;"><b>不服申立て等について</b></p> <p style="text-align: right;">氏名 _____ 殿</p> <p><b>【不服申立てについて】</b></p> <p>○ この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>3月以内</u>に_____税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、_____国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。</p> <p>○ <u>再調査の請求</u>（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、<u>再調査決定書</u>の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。</p> <p><b>【取消しの訴えについて】</b></p> <p>○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。</p> <p>○ 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。</p> <p>○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。</p> <p>○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。</p> <p>(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき</p> <p>(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるときその他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p> <p style="text-align: center;">( ) 枚のうち ( ) 枚目</p>	<p>(同左)</p> <p style="text-align: center;"><b>不服申立て等について</b></p> <p style="text-align: right;">氏名 _____ 殿</p> <p><b>【不服申立てについて】</b></p> <p>○ この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>2月以内</u>に_____税務署長に対して異議申立てをすることができます。</p> <p>○ <u>異議申立て</u>（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、<u>異議決定書</u>の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。</p> <p>○ <u>なお、異議申立てをしないで審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、_____国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。</u></p> <p><b>【取消しの訴えについて】</b></p> <p>○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。</p> <p>○ 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。</p> <p>○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。</p> <p>○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。</p> <p>(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき</p> <p>(3) <u>異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</u></p> <p style="text-align: center;">( ) 枚のうち ( ) 枚目</p>

改正後	改正前
<p>個④ 035 所得税の取替法を採用する場合の承認申請の（承認、却下）通知書</p> <p style="text-align: center;"><b>不服申立て等について</b></p> <p style="text-align: right;">氏名 _____ 殿</p> <p><b>【不服申立てについて】</b></p> <p>○ この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>3月以内</u>に_____税務署長に対して<u>再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、_____国税不服審判所首席国税審判官）</u>に対して<u>審査請求</u>をすることができます。</p> <p>○ <u>再調査の請求</u>（法定の<u>再調査の請求期間</u>経過後にされたものその他その<u>請求</u>が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>再調査の請求</u>をした方は、<u>再調査決定書</u>の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して<u>審査請求</u>をすることができます。</p> <p><b>【取消しの訴えについて】</b></p> <p>○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。</p> <p>○ 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。</p> <p>○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。</p> <p>○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。</p> <p>(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき</p> <p>(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるときその他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p> <p style="text-align: center;">( ) 枚のうち ( ) 枚目</p>	<p>(同左)</p> <p style="text-align: center;"><b>不服申立て等について</b></p> <p style="text-align: right;">氏名 _____ 殿</p> <p><b>【不服申立てについて】</b></p> <p>○ この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>2月以内</u>に_____税務署長に対して<u>異議申立て</u>をすることができます。</p> <p>○ <u>異議申立て</u>（法定の<u>異議申立期間</u>経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>異議申立て</u>をした方は、<u>異議決定書</u>の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して<u>審査請求</u>をすることができます。</p> <p>○ <u>なお、異議申立てをしないで審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、_____国税不服審判所首席国税審判官）</u>に対して<u>審査請求</u>をすることができます。</p> <p><b>【取消しの訴えについて】</b></p> <p>○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。</p> <p>○ 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。</p> <p>○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。</p> <p>○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。</p> <p>(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき</p> <p>(3) <u>異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</u></p> <p style="text-align: center;">( ) 枚のうち ( ) 枚目</p>

改正後

改正前

個④ 036-2 所得税の減価償却資産の特別な償却率の認定申請の（認定、却下）通知書

（同左）

不服申立て等について

不服申立て等について

氏名 \_\_\_\_\_ 殿

氏名 \_\_\_\_\_ 殿

【不服申立てについて】

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に \_\_\_\_\_ 国税局長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、 \_\_\_\_\_ 国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。
- 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に \_\_\_\_\_ 国税局長に対して異議申立て又は国税不服審判所長（提出先は、 \_\_\_\_\_ 国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。
- 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
  - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
  - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
  - (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
  - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
  - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
  - (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

( ) 枚のうち ( ) 枚目

( ) 枚のうち ( ) 枚目

改正後

改正前

個④ 036-4 所得税の減価償却資産の特別な償却率の変更通知書

(同左)

不服申立て等について

不服申立て等について

氏名 \_\_\_\_\_ 殿

氏名 \_\_\_\_\_ 殿

【不服申立てについて】

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に \_\_\_\_\_ 国税局長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、 \_\_\_\_\_ 国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。
- 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に \_\_\_\_\_ 国税局長に対して異議申立て又は国税不服審判所長（提出先は、 \_\_\_\_\_ 国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。
- 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
  - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
  - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
  - (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
  - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
  - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
  - (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

( ) 枚のうち ( ) 枚目

( ) 枚のうち ( ) 枚目

改正後	改正前
<p>個④ 038-1 所得税の減価償却資産の耐用年数短縮の承認申請の（承認、却下）通知書</p> <p style="text-align: center;"><b>不服申立て等について</b></p> <p style="text-align: right;">氏名 _____ 殿</p> <p><b>【不服申立てについて】</b></p> <p>○ この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に _____ 国税局長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、 _____ 国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。</p> <p>○ <u>再調査の請求</u>（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、<u>再調査決定書の</u>謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。</p> <p><b>【取消しの訴えについて】</b></p> <p>○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。</p> <p>○ 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。</p> <p>○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。</p> <p>○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。</li> <li>(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。</li> <li>(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</li> </ol> <p style="text-align: center;">( ) 枚のうち ( ) 枚目</p>	<p>(同左)</p> <p style="text-align: center;"><b>不服申立て等について</b></p> <p style="text-align: right;">氏名 _____ 殿</p> <p><b>【不服申立てについて】</b></p> <p>○ この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に _____ 国税局長に対して異議申立て又は国税不服審判所長（提出先は、 _____ 国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。</p> <p>○ <u>異議申立て</u>（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、<u>異議決定書の</u>謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。</p> <p><b>【取消しの訴えについて】</b></p> <p>○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。</p> <p>○ 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。</p> <p>○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。</p> <p>○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。</li> <li>(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。</li> <li>(3) <u>異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決</u>を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</li> </ol> <p style="text-align: center;">( ) 枚のうち ( ) 枚目</p>

改正後

改正前

個④ 038-3 所得税の減価償却資産の耐用年数短縮の承認の取消し（変更）通知書

(同左)

不服申立て等について

不服申立て等について

氏名 \_\_\_\_\_ 殿

氏名 \_\_\_\_\_ 殿

【不服申立てについて】

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に \_\_\_\_\_ 国税局長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、 \_\_\_\_\_ 国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。
- 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に \_\_\_\_\_ 国税局長に対して異議申立て又は国税不服審判所長（提出先は、 \_\_\_\_\_ 国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。
- 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
  - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
  - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
  - (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
  - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
  - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
  - (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

( ) 枚のうち ( ) 枚目

( ) 枚のうち ( ) 枚目

改正後	改正前
<p>個④ 047 所得税の特定船舶に係る特別修繕費の金額の認定通知書</p> <p style="text-align: center;"><b>不服申立て等について</b></p> <p style="text-align: right;">氏名 _____ 殿</p> <p><b>【不服申立てについて】</b></p> <p>○ この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>3月以内</u>に_____税務署長に対して<u>再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、_____国税不服審判所首席国税審判官）</u>に対して<u>審査請求</u>をすることができます。</p> <p>○ <u>再調査の請求</u>（法定の<u>再調査の請求期間</u>経過後にされたものその他その<u>請求</u>が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>再調査の請求</u>をした方は、<u>再調査決定書</u>の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して<u>審査請求</u>をすることができます。</p> <p><b>【取消しの訴えについて】</b></p> <p>○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。</p> <p>○ 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。</p> <p>○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。</p> <p>○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。</p> <p>(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき</p> <p>(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるときその他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p> <p style="text-align: center;">( ) 枚のうち ( ) 枚目</p>	<p>(同左)</p> <p style="text-align: center;"><b>不服申立て等について</b></p> <p style="text-align: right;">氏名 _____ 殿</p> <p><b>【不服申立てについて】</b></p> <p>○ この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>2月以内</u>に_____税務署長に対して<u>異議申立て</u>をすることができます。</p> <p>○ <u>異議申立て</u>（法定の<u>異議申立期間</u>経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>異議申立て</u>をした方は、<u>異議決定書</u>の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して<u>審査請求</u>をすることができます。</p> <p>○ <u>なお、異議申立てをしないで審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、_____国税不服審判所首席国税審判官）</u>に対して<u>審査請求</u>をすることができます。</p> <p><b>【取消しの訴えについて】</b></p> <p>○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。</p> <p>○ 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。</p> <p>○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。</p> <p>○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。</p> <p>(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき</p> <p>(3) <u>異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</u></p> <p style="text-align: center;">( ) 枚のうち ( ) 枚目</p>

改正後

改正前

個④ 048-2 転廃業助成金に係る課税の特例の承認申請の（承認、却下）通知書

（同左）

不服申立て等について

不服申立て等について

氏名 \_\_\_\_\_ 殿

氏名 \_\_\_\_\_ 殿

【不服申立てについて】

【不服申立てについて】

- この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に \_\_\_\_\_ 税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、 \_\_\_\_\_ 国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。
- 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

- この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に \_\_\_\_\_ 税務署長に対して異議申立てをすることができます。
- 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
- なお、異議申立てをしないで審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、 \_\_\_\_\_ 国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
  - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
  - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき
  - (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるときその他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
  - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
  - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき
  - (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

( ) 枚のうち ( ) 枚目

( ) 枚のうち ( ) 枚目

改正後

改正前

個④ 053 所得税の申告等の期限延長申請の（指定、却下）通知書

（同左）

不服申立て等について

不服申立て等について

氏名 \_\_\_\_\_ 殿

氏名 \_\_\_\_\_ 殿

【不服申立てについて】

【不服申立てについて】

- この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に \_\_\_\_\_ 税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、 \_\_\_\_\_ 国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。
- 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

- この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に \_\_\_\_\_ 税務署長に対して異議申立てをすることができます。
- 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
- なお、異議申立てをしないで審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、 \_\_\_\_\_ 国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
  - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
  - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき
  - (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるときその他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
  - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
  - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき
  - (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

( ) 枚のうち ( ) 枚目

( ) 枚のうち ( ) 枚目

改正後	改正前
<p>個④ 058 源泉所得税の徴収猶予の承認通知書</p> <p style="text-align: center;"><b>不服申立て等について</b></p> <p style="text-align: right;">氏名 _____ 殿</p> <p><b>【不服申立てについて】</b></p> <p>○ この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>3月以内</u>に_____税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、_____国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。</p> <p>○ <u>再調査の請求</u>（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、<u>再調査決定書</u>の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。</p> <p><b>【取消しの訴えについて】</b></p> <p>○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。</p> <p>○ 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。</p> <p>○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。</p> <p>○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。</p> <p>(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき</p> <p>(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるときその他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p> <p style="text-align: center;">( ) 枚のうち ( ) 枚目</p>	<p>(同左)</p> <p style="text-align: center;"><b>不服申立て等について</b></p> <p style="text-align: right;">氏名 _____ 殿</p> <p><b>【不服申立てについて】</b></p> <p>○ この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>2月以内</u>に_____税務署長に対して異議申立てをすることができます。</p> <p>○ <u>異議申立て</u>（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、<u>異議決定書</u>の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。</p> <p>○ <u>なお、異議申立てをしないで審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、_____国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。</u></p> <p><b>【取消しの訴えについて】</b></p> <p>○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。</p> <p>○ 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。</p> <p>○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。</p> <p>○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。</p> <p>(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき</p> <p>(3) <u>異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</u></p> <p style="text-align: center;">( ) 枚のうち ( ) 枚目</p>

改正後

改正前

個④ 060 源泉所得税の徴収猶予承認申請の却下通知書

(同左)

不服申立て等について

不服申立て等について

氏名 \_\_\_\_\_ 殿

氏名 \_\_\_\_\_ 殿

【不服申立てについて】

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に\_\_\_\_\_税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、\_\_\_\_\_国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。
- 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に\_\_\_\_\_税務署長に対して異議申立てをすることができます。
- 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
- なお、異議申立てをしないで審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、\_\_\_\_\_国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
  - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
  - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき
  - (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるときその他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
  - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
  - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき
  - (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

( ) 枚のうち ( ) 枚目

( ) 枚のうち ( ) 枚目

改正後	改正前
<p>個④ 066 所得税の特別農業所得者の承認申請の(承認、却下)通知書</p> <p style="text-align: center;"><b>不服申立て等について</b></p> <p style="text-align: right;">氏名 _____ 殿</p> <p><b>【不服申立てについて】</b></p> <p>○ この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>3月以内</u>に_____税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長(提出先は、_____国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。</p> <p>○ <u>再調査の請求</u>(法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、<u>再調査決定書</u>の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。</p> <p><b>【取消しの訴えについて】</b></p> <p>○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。</p> <p>○ 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。</p> <p>○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。</p> <p>○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。</p> <p>(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき</p> <p>(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるときその他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p> <p style="text-align: center;">( ) 枚のうち ( ) 枚目</p>	<p>(同左)</p> <p style="text-align: center;"><b>不服申立て等について</b></p> <p style="text-align: right;">氏名 _____ 殿</p> <p><b>【不服申立てについて】</b></p> <p>○ この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>2月以内</u>に_____税務署長に対して異議申立てをすることができます。</p> <p>○ <u>異議申立て</u>(法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、<u>異議決定書</u>の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。</p> <p>○ <u>なお、異議申立てをしないで審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長(提出先は、_____国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。</u></p> <p><b>【取消しの訴えについて】</b></p> <p>○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。</p> <p>○ 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。</p> <p>○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。</p> <p>○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。</p> <p>(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき</p> <p>(3) <u>異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</u></p> <p style="text-align: center;">( ) 枚のうち ( ) 枚目</p>

改正後

改正前

個④-302 輸出物品販売場購入物品譲渡（譲受け）の承認申請の却下通知書

(同左)

不服申立て等について

不服申立て等について

氏名 \_\_\_\_\_ 殿

氏名 \_\_\_\_\_ 殿

【不服申立てについて】

【不服申立てについて】

- この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に \_\_\_\_\_ 税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、 \_\_\_\_\_ 国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。
- 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

- この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に \_\_\_\_\_ 税務署長に対して異議申立てをすることができます。
- 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
- なお、異議申立てをしないで審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、 \_\_\_\_\_ 国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
  - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
  - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき
  - (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるときその他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
  - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
  - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき
  - (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

( ) 枚のうち ( ) 枚目

( ) 枚のうち ( ) 枚目

改正後

改正前

個④ 304 輸出物品販売場許可申請の却下通知書

(同左)

不服申立て等について

不服申立て等について

氏名 \_\_\_\_\_ 殿

氏名 \_\_\_\_\_ 殿

【不服申立てについて】

【不服申立てについて】

- この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に \_\_\_\_\_ 税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、 \_\_\_\_\_ 国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。
- 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

- この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に \_\_\_\_\_ 税務署長に対して異議申立てをすることができます。
- 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
- なお、異議申立てをしないで審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、 \_\_\_\_\_ 国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
  - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
  - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき
  - (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるときその他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
  - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
  - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき
  - (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

( ) 枚のうち ( ) 枚目

( ) 枚のうち ( ) 枚目

改正後

改正前

個④ 304-1 承認免税手続事業者の承認申請の却下通知書

(同左)

不服申立て等について

不服申立て等について

氏名 \_\_\_\_\_ 殿

氏名 \_\_\_\_\_ 殿

【不服申立てについて】

【不服申立てについて】

- この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に \_\_\_\_\_ 税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、 \_\_\_\_\_ 国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。
- 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

- この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に \_\_\_\_\_ 税務署長に対して異議申立てをすることができます。
- 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
- なお、異議申立てをしないで審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、 \_\_\_\_\_ 国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
  - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
  - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき
  - (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるときその他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
  - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
  - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき
  - (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

( ) 枚のうち ( ) 枚目

( ) 枚のうち ( ) 枚目

改正後

改正前

個④ 304-2 事前承認港湾施設の承認申請の却下通知書

(同左)

不服申立て等について

不服申立て等について

氏名 \_\_\_\_\_ 殿

氏名 \_\_\_\_\_ 殿

【不服申立てについて】

【不服申立てについて】

- この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に \_\_\_\_\_ 税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、 \_\_\_\_\_ 国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。
- 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

- この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に \_\_\_\_\_ 税務署長に対して異議申立てをすることができます。
- 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
- なお、異議申立てをしないで審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、 \_\_\_\_\_ 国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
  - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
  - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき
  - (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるときその他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
  - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
  - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき
  - (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

( ) 枚のうち ( ) 枚目

( ) 枚のうち ( ) 枚目

改正後	改正前
<p>個④ 306 課税売上割合に準ずる割合の適用承認申請の却下通知書</p> <p style="text-align: center;"><b>不服申立て等について</b></p> <p style="text-align: right;">氏名 _____ 殿</p> <p><b>【不服申立てについて】</b></p> <p>○ この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>3月以内</u>に_____  <small>税務署長            国税局長</small> に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、_____ 国税不服審判所首            席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。</p> <p>○ 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。</p> <p><b>【取消しの訴えについて】</b></p> <p>○ 審査請求について裁判があった場合において、当該裁判を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。</p> <p>○ 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。</p> <p>○ 取消訴訟は、裁判があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁判の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。</p> <p>○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁判を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁判を経ずして訴訟を提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁判がないとき。</p> <p>(2) 更正決定等の取消しをを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。</p> <p>(3) 審査請求についての裁判を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁判を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>	<p>(同左)</p> <p style="text-align: center;"><b>不服申立て等について</b></p> <p style="text-align: right;">氏名 _____ 殿</p> <p><b>【不服申立てについて】</b></p> <p>○ この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>2月以内</u>に_____  <small>税務署長            国税局長</small> に対して異議申立てをすることができます。</p> <p>○ 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。</p> <p>○ <u>なお、異議申立てをしないで審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、_____ 国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。</u></p> <p><b>【取消しの訴えについて】</b></p> <p>○ 審査請求について裁判があった場合において、当該裁判を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。</p> <p>○ 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。</p> <p>○ 取消訴訟は、裁判があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁判の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。</p> <p>○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁判を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁判を経ずして訴訟を提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁判がないとき。</p> <p>(2) 更正決定等の取消しをを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき</p> <p>(3) <u>異議申立てについての決定又は審査請求についての裁判を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁判を経ないことにつき正当な理由があるとき。</u></p>

改正後

改正前

個④ 308 消費税課税事業者〔選択・選択不適用〕届出に係る特例承認申請の却下通知書

(同左)

不服申立て等について

不服申立て等について

氏名 \_\_\_\_\_ 殿

氏名 \_\_\_\_\_ 殿

【不服申立てについて】

【不服申立てについて】

- この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に \_\_\_\_\_ 税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、 \_\_\_\_\_ 国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。
- 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

- この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に \_\_\_\_\_ 税務署長に対して異議申立てをすることができます。
- 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
- なお、異議申立てをしないで審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、 \_\_\_\_\_ 国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
  - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
  - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき
  - (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるときその他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
  - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
  - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき
  - (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

( ) 枚のうち ( ) 枚目

( ) 枚のうち ( ) 枚目

改正後

改正前

個④ 310 消費税簡易課税制度〔選択・選択不適用〕届出に係る特例承認申請の却下通知書

(同左)

不服申立て等について

不服申立て等について

氏名 \_\_\_\_\_ 殿

氏名 \_\_\_\_\_ 殿

【不服申立てについて】

【不服申立てについて】

- この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に \_\_\_\_\_ 税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、 \_\_\_\_\_ 国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。
- 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

- この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に \_\_\_\_\_ 税務署長に対して異議申立てをすることができます。
- 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
- なお、異議申立てをしないで審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、 \_\_\_\_\_ 国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
  - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
  - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき
  - (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるときその他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
  - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
  - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき
  - (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

( ) 枚のうち ( ) 枚目

( ) 枚のうち ( ) 枚目

改正後	改正前
<p>個④ 312 災害等による消費税簡易課税制度〔選択・選択不適用〕届出に係る特例承認申請の却下通知書</p> <p style="text-align: center;"><b>不服申立て等について</b></p> <p style="text-align: right;">氏名 _____ 殿</p> <p><b>【不服申立てについて】</b></p> <p>○ この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>3月以内</u>に _____ 税務署長に対して<u>再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、 _____ 国税不服審判所首席国税審判官）</u>に対して<u>審査請求</u>をすることができます。</p> <p>○ <u>再調査の請求</u>（法定の<u>再調査の請求期間</u>経過後にされたものその他その<u>請求</u>が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>再調査の請求</u>をした方は、<u>再調査決定書</u>の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して<u>審査請求</u>をすることができます。</p> <p><b>【取消しの訴えについて】</b></p> <p>○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。</p> <p>○ 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。</p> <p>○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。</p> <p>○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。</p> <p>(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき</p> <p>(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるときその他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p> <p style="text-align: center;">( ) 枚のうち ( ) 枚目</p>	<p>(同左)</p> <p style="text-align: center;"><b>不服申立て等について</b></p> <p style="text-align: right;">氏名 _____ 殿</p> <p><b>【不服申立てについて】</b></p> <p>○ この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>2月以内</u>に _____ 税務署長に対して<u>異議申立て</u>をすることができます。</p> <p>○ <u>異議申立て</u>（法定の<u>異議申立期間</u>経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>異議申立て</u>をした方は、<u>異議決定書</u>の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して<u>審査請求</u>をすることができます。</p> <p>○ <u>なお、異議申立てをしないで審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、 _____ 国税不服審判所首席国税審判官）</u>に対して<u>審査請求</u>をすることができます。</p> <p><b>【取消しの訴えについて】</b></p> <p>○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。</p> <p>○ 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。</p> <p>○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。</p> <p>○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。</p> <p>(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき</p> <p>(3) <u>異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</u></p> <p style="text-align: center;">( ) 枚のうち ( ) 枚目</p>

改正後	改正前
<p>個④ 314 更正の請求に対してその更正をすべき理由がない旨の通知書（消費税・地方消費税分）</p> <p style="text-align: center;"><b>不服申立て等について</b></p> <p style="text-align: right;">氏 名 _____ 殿</p> <p><b>【不服申立てについて】</b></p> <p>○ この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に_____  <small>税務署長  国税局長</small> に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、_____ 国税不服審判所首  席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。</p> <p>○ 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。</p> <p><b>【取消しの訴えについて】</b></p> <p>○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。</p> <p>○ 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。</p> <p>○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。</p> <p>○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。</p> <p>(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。</p> <p>(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>	<p>(同左)</p> <p style="text-align: center;"><b>不服申立て等について</b></p> <p style="text-align: right;">氏 名 _____ 殿</p> <p><b>【不服申立てについて】</b></p> <p>○ この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に_____  <small>税務署長  国税局長</small> に対して異議申立てをすることができます。</p> <p>○ 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。</p> <p>○ <u>なお、異議申立てをしないで審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、_____ 国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。</u></p> <p><b>【取消しの訴えについて】</b></p> <p>○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。</p> <p>○ 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。</p> <p>○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。</p> <p>○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。</p> <p>(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき</p> <p>(3) <u>異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</u></p>

改正後

改正前

個④ 318 課税売上割合に準ずる割合の適用承認取消通知書

(同左)

不服申立て等について

不服申立て等について

氏名 \_\_\_\_\_ 殿

氏名 \_\_\_\_\_ 殿

【不服申立てについて】

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に\_\_\_\_\_  
 税務署長  
 国税局長  
 席国税審判官) に対して再調査の請求又は国税不服審判所長(提出先は、\_\_\_\_\_ 国税不服審判所首  
 席国税審判官) に対して審査請求をすることができます。
- 再調査の請求(法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていない  
 ものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があ  
 るときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して  
 1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に\_\_\_\_\_  
 税務署長  
 国税局長  
 席国税審判官) に対して異議申立てをすることができます。
- 異議申立て(法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないもの  
 を除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるとき  
 は、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に  
 国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
- なお、異議申立てをしないで審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受  
 けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長(提出先は、\_\_\_\_\_ 国税不服審判所首  
 席国税審判官) に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、  
 当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下「取消訴訟」といいます。)を提  
 起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の  
 日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができます。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいづれ  
 かに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
- (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等  
 に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
- (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があると  
 き、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、  
 当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下「取消訴訟」といいます。)を提  
 起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の  
 日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいづれ  
 かに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
- (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等  
 に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき
- (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避  
 けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改正後	改正前
<p>個④ 321 輸出物品販売場許可の取消通知書</p> <p style="text-align: center;"><b>不服申立て等について</b></p> <p style="text-align: right;">氏名 _____ 殿</p> <p><b>【不服申立てについて】</b></p> <p>○ この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>3月以内</u>に_____  <u>税務署長</u> に対して<u>再調査の請求又は国税不服審判所長</u>（提出先は、_____ <u>国税不服審判所首</u>  <u>席国税審判官</u>）に対して<u>審査請求</u>をすることができます。</p> <p>○ <u>再調査の請求</u>（法定の<u>再調査の請求期間</u>経過後にされたものその他その<u>請求が適法に</u>されていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>再調査の請求</u>をした方は、<u>再調査決定書</u>の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に<u>国税不服審判所長</u>に対して<u>審査請求</u>をすることができます。</p> <p><b>【取消しの訴えについて】</b></p> <p>○ <u>審査請求</u>について<u>裁決</u>があった場合において、当該<u>裁決</u>を経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>審査請求</u>をした方は、<u>裁判所</u>に対して<u>処分の取消しの訴え</u>（以下「<u>取消訴訟</u>」といいます。）を提起することができます。</p> <p>○ <u>取消訴訟</u>の被告とすべき者は<u>国</u>（代表者 <u>法務大臣</u>）となります。</p> <p>○ <u>取消訴訟</u>は、<u>裁決</u>があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該<u>裁決</u>の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができます。</p> <p>○ <u>取消訴訟</u>は、<u>審査請求</u>に対する<u>裁決</u>を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、<u>審査請求</u>に対する<u>裁決</u>を経ずして<u>訴訟</u>を提起することができます。</p> <p>(1) <u>審査請求</u>がされた日の翌日から起算して3月を経過しても<u>裁決</u>がないとき。</p> <p>(2) <u>更正決定等</u>の<u>取消し</u>を求める訴えを提起した方が、その<u>訴訟</u>の係属している間に当該<u>更正決定等</u>に係る<u>国税</u>の<u>課税標準等</u>又は<u>税額等</u>についてされた他の<u>更正決定等</u>の<u>取消し</u>を求めようとするとき。</p> <p>(3) <u>審査請求</u>についての<u>裁決</u>を経ることにより生ずる著しい<u>損害</u>を避けるため<u>緊急</u>の必要があるとき、その他その<u>裁決</u>を経ないことにつき<u>正当な理由</u>があるとき。</p>	<p>(同左)</p> <p style="text-align: center;"><b>不服申立て等について</b></p> <p style="text-align: right;">氏名 _____ 殿</p> <p><b>【不服申立てについて】</b></p> <p>○ この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>2月以内</u>に_____  <u>税務署長</u> に対して<u>異議申立て</u>をすることができます。</p> <p>○ <u>異議申立て</u>（法定の<u>異議申立期間</u>経過後にされたものその他その<u>申立てが適法に</u>されていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>異議申立て</u>をした方は、<u>異議決定書</u>の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に<u>国税不服審判所長</u>に対して<u>審査請求</u>をすることができます。</p> <p>○ <u>なお</u>、<u>異議申立て</u>をしないで<u>審査請求</u>をすることについて<u>正当な理由</u>があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に<u>国税不服審判所長</u>（提出先は、_____ <u>国税不服審判所首</u>  <u>席国税審判官</u>）に対して<u>審査請求</u>をすることができます。</p> <p><b>【取消しの訴えについて】</b></p> <p>○ <u>審査請求</u>について<u>裁決</u>があった場合において、当該<u>裁決</u>を経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>審査請求</u>をした方は、<u>裁判所</u>に対して<u>処分の取消しの訴え</u>（以下「<u>取消訴訟</u>」といいます。）を提起することができます。</p> <p>○ <u>取消訴訟</u>の被告とすべき者は<u>国</u>（代表者 <u>法務大臣</u>）となります。</p> <p>○ <u>取消訴訟</u>は、<u>裁決</u>があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該<u>裁決</u>の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。</p> <p>○ <u>取消訴訟</u>は、<u>審査請求</u>に対する<u>裁決</u>を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、<u>審査請求</u>に対する<u>裁決</u>を経ずして<u>訴訟</u>を提起することができます。</p> <p>(1) <u>審査請求</u>がされた日の翌日から起算して3月を経過しても<u>裁決</u>がないとき。</p> <p>(2) <u>更正決定等</u>の<u>取消し</u>を求める訴えを提起した方が、その<u>訴訟</u>の係属している間に当該<u>更正決定等</u>に係る<u>国税</u>の<u>課税標準等</u>又は<u>税額等</u>についてされた他の<u>更正決定等</u>の<u>取消し</u>を求めようとするとき</p> <p>(3) <u>異議申立て</u>についての<u>決定</u>又は<u>審査請求</u>についての<u>裁決</u>を経ることにより生ずる著しい<u>損害</u>を避けるため<u>緊急</u>の必要があるとき、その他その<u>決定</u>又は<u>裁決</u>を経ないことにつき<u>正当な理由</u>があるとき。</p>

改正後

改正前

個④ 321-1 承認免税手続事業者の承認取消通知書

(同左)

不服申立て等について

不服申立て等について

氏名 \_\_\_\_\_ 殿

氏名 \_\_\_\_\_ 殿

【不服申立てについて】

【不服申立てについて】

- この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に \_\_\_\_\_ 税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、 \_\_\_\_\_ 国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。
- 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

- この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に \_\_\_\_\_ 税務署長に対して異議申立てをすることができます。
- 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
- なお、異議申立てをしないで審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、 \_\_\_\_\_ 国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
  - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
  - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき
  - (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるときその他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
  - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
  - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき
  - (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

( ) 枚のうち ( ) 枚目

( ) 枚のうち ( ) 枚目

改正後

改正前

個④ 321-2 事前承認港湾施設承認の取消通知書

(同左)

不服申立て等について

不服申立て等について

氏名 \_\_\_\_\_ 殿

氏名 \_\_\_\_\_ 殿

【不服申立てについて】

【不服申立てについて】

- この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に \_\_\_\_\_ 税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、 \_\_\_\_\_ 国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。
- 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

- この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に \_\_\_\_\_ 税務署長に対して異議申立てをすることができます。
- 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
- なお、異議申立てをしないで審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、 \_\_\_\_\_ 国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
  - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
  - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき
  - (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるときその他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
  - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
  - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき
  - (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

( ) 枚のうち ( ) 枚目

( ) 枚のうち ( ) 枚目

改正後

改正前

個⑫ 008 更正決定等通知書（一般用／本表の二）  
（表面）

（同左）  
（表面）

□□□-□□□□      第 \_\_\_\_\_ 号 (番 号)  
平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

殿      \_\_\_\_\_ 税務署長 \_\_\_\_\_ 印

□□□-□□□□      第 \_\_\_\_\_ 号 (番 号)  
平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

殿      \_\_\_\_\_ 税務署長 \_\_\_\_\_ 印

平成 \_\_\_\_\_ 年分所得税及び復興特別所得税の \_\_\_\_\_ 通知書  
加算税の賦課決定

平成 \_\_\_\_\_ 年分所得税及び復興特別所得税の \_\_\_\_\_ 通知書  
加算税の賦課決定

平成 \_\_\_\_\_ 年分の所得税及び復興特別所得税について、別表のとおり、所得税及び復興特別所得税の額等の \_\_\_\_\_ 及び加算税の賦課決定をします。

平成 \_\_\_\_\_ 年分の所得税及び復興特別所得税について、別表のとおり、所得税及び復興特別所得税の額等の \_\_\_\_\_ 及び加算税の賦課決定をします。

なお、 \_\_\_\_\_ 申告加算税には、国内税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第6条第1項及び第2項（国外財産に係る過少申告加算税又は無申告加算税の特例）並びに第6条の3第1項及び第2項（財産債務に係る過少申告加算税又は無申告加算税の特例）の規定を適用しています。

なお、 \_\_\_\_\_ 申告加算税には、国内税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第6条第1項及び第2項（過少申告加算税又は無申告加算税の特例）の規定を適用しています。

この結果、この通知により 新たに納付すべき 税額は、下表のとおりになります。

この結果、この通知により 新たに納付すべき 税額は、下表のとおりになります。

本 税 の 額 (別表④の㉔欄の金額)		円	○ この新たに納付すべき税額は、平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日までに日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（郵便局を含む。））又は当税務署へ納付してください。	
加 算 税 の 額	申 告 加 算 税 (別表④の㉕欄の金額)			○ また、本税には、確定申告期限の翌日から納付する日まで延滞税がかかりますから、裏面の「延滞税の計算方法」により延滞税を計算して同時に納付してください。
	重 加 算 税 (別表④の㉖欄の金額)			

本 税 の 額 (別表④の㉔欄の金額)		円	○ この新たに納付すべき税額は、平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日までに日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（郵便局を含む。））又は当税務署へ納付してください。	
加 算 税 の 額	申 告 加 算 税 (別表④の㉕欄の金額)			○ また、本税には、確定申告期限の翌日から納付する日まで延滞税がかかりますから、裏面の「延滞税の計算方法」により延滞税を計算して同時に納付してください。
	重 加 算 税 (別表④の㉖欄の金額)			

○ この処分の理由

○ この処分の理由

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

○ この処分は、 \_\_\_\_\_ 国税局の職員の調査に基づいて行いました。  
( ) 枚のうち ( ) 枚目

○ この処分は、 \_\_\_\_\_ 国税局の職員の調査に基づいて行いました。  
( ) 枚のうち ( ) 枚目

改正後

(裏面)

【納付すべき税額がある方】

納付場所

日本銀行(本店、支店、代理店及び蔵入代理店(郵便局を含む。))又は当税務署(一定の場合、指定を受けたコンビニエンスストアに納付を委託できます。)  
 ※ コンビエンスストアに納付を委託する場合には、納付書表面にバーコードが表示されている納付書が必要です。  
 利用可能なコンビニエンスストアについては、バーコードが表示されている納付書の裏面でご確認ください。

延滞税の計算方法

具体的には、次の算式によって計算してください。

新たに納付すべき本税の額 10,000円未満の端数切捨て	×	延滞税の割合 (注) 3 6 5	×	期間(日数) 確定申告期限の翌日から完納の日まで	=	延滞税の額 100円未満の端数切捨て
---------------------------------	---	------------------------	---	-----------------------------	---	-----------------------

(注) 平成26年1月1日以降の期間に対応する延滞税の割合

- 納期限の翌日から2月を経過する日まで・・・年「7.3%」と「特例基準割合+1%」のいずれか低い割合
  - 納期限の翌日から2月を経過した日以後・・・年「14.6%」と「特例基準割合+7.3%」のいずれか低い割合
- なお、「特例基準割合」とは、各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合をいいます。  
 また、平成25年12月31日以前の期間に対応する延滞税については、上記の割合と異なります。詳しくは、税務署におたずねください。
- 新たに納付すべき本税の額が10,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
  - 計算した延滞税の額が1,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
  - 次の場合には、延滞税の計算の基礎となる「期間(日数)」に特例が設けられています。詳しくは、税務署におたずねください。
    - 期限内申告書を提出している場合で確定申告期限から1年を経過する日後に更正があったとき又は期限後申告書を提出している場合でその提出した日の翌日から起算して1年を経過する日後に更正があったとき(偽りその他不正の行為により税金を免れ又は還付を受けた人に対する更正については、この特例の適用はありません。)
    - 期限後申告書に係る還付金の額が減少する場合

※ 更正、決定又は加算税の賦課決定(以下「更正等」といいます。)によりその確定申告期限から1年を経過した日以後に納付すべき税額が確定した場合で、その更正等により新たに確定した部分の税額につき、一時に納付することができない理由があると認められること、その更正等の通知書が発せられた日の翌日から起算して1月を経過する日までに申請があることなどの一定の要件を満たす場合は、その納付することができないと認められる金額を限度として、その納期限(この通知により新たに納付すべき税額の納期限)から1年以内の期間を限り、納税の猶予が受けられます。  
 また、納税の猶予が受けられない場合でも、更正等に係る国税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること、その納期限から6月以内に申請があることなどの一定の要件を満たすときは、その申請の日等から1年以内の期間に限り、換額の猶予が受けられます。

【減少する税額がある方】

※ 既に納付した税額がこの通知により減少する場合で、他に未納の税額がないときは、銀行等の預貯金口座への振込み又はゆうちょ銀行、郵便局の窓口払いの方法により還付することになります。

改正前

(裏面)

【納付すべき税額がある方】

納付場所

日本銀行(本店、支店、代理店及び蔵入代理店(郵便局を含む。))又は当税務署(一定の場合、指定を受けたコンビニエンスストアに納付を委託できます。)  
 ※ コンビエンスストアに納付を委託する場合には、納付書表面にバーコードが表示されている納付書が必要です。  
 利用可能なコンビニエンスストアについては、バーコードが表示されている納付書の裏面でご確認ください。

延滞税の計算方法

延滞税の割合は、年7.3%(表面記載の納期限の翌日から2月を経過した日以後は年14.6%)となります。  
 具体的には、次の算式によって計算してください。

新たに納付すべき本税の額 10,000円未満の端数切捨て	×	延滞税の割合 7.3%(注) 3 6 5	×	期間(日数) 確定申告期限の翌日から完納の日まで	=	延滞税の額 100円未満の端数切捨て
---------------------------------	---	----------------------------	---	-----------------------------	---	-----------------------

(注) 延滞税の割合は、年単位(1/1～12/31)で適用することとなります。

- 具体的には次のとおりです。
- 納期限の翌日から2月を経過する日まで・・・年「7.3%」と「特例基準割合+1%」のいずれか低い割合
  - 納期限の翌日から2月を経過した日以後・・・年「14.6%」と「特例基準割合+7.3%」のいずれか低い割合
- なお、「特例基準割合」とは、各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合をいいます。  
 また、平成25年12月31日以前の期間に対応する延滞税については、上記の割合と異なります。詳しくは、税務署におたずねください。
- 新たに納付すべき本税の額が10,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
  - 計算した延滞税の額が1,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
  - 次の場合には、延滞税の計算の基礎となる「期間(日数)」に特例が設けられています。詳しくは、税務署におたずねください。
    - 期限内申告書を提出している場合で確定申告期限から1年を経過する日後に更正があったとき又は期限後申告書を提出している場合でその提出した日の翌日から起算して1年を経過する日後に更正があったとき(偽りその他不正の行為により税金を免れ又は還付を受けた人に対する更正については、この特例の適用はありません。)
    - 期限後申告書に係る還付金の額が減少する場合

※ 更正、決定又は加算税の賦課決定(以下「更正等」といいます。)によりその確定申告期限から1年を経過した日以後に納付すべき税額が確定した場合で、その更正等により新たに確定した部分の税額につき、一時に納付することができない理由があると認められること、その更正等の通知書が発せられた日の翌日から起算して1月を経過する日までに申請があることなどの一定の要件を満たす場合は、その納付することができないと認められる金額を限度として、その納期限(この通知により新たに納付すべき税額の納期限)から1年以内の期間を限り、納税の猶予が受けられます。

【減少する税額がある方】

※ 既に納付した税額がこの通知により減少する場合で、他に未納の税額がないときは、銀行等の預貯金口座への振込み又はゆうちょ銀行、郵便局の窓口払いの方法により還付することになります。

改正後

改正前

個⑩ 010 更正決定等通知書（一般用／本表の二の二）  
 (表面) (省略)  
 (裏面) **【納付すべき税額がある方】**

(同左)  
 (裏面) **【納付すべき税額がある方】**

**納付場所**

日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（郵便局を含む。）又は当税務署（一定の場合、指定を受けたコンビニエンスストアに納付を委託できます。）  
 ※ コンビニエンスストアに納付を委託する場合には、納付書表面にバーコードが表示されている納付書が必要です。  
 利用可能なコンビニエンスストアについては、バーコードが表示されている納付書の裏面でご確認ください。

**納付場所**

日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（郵便局を含む。）又は当税務署（一定の場合、指定を受けたコンビニエンスストアに納付を委託できます。）  
 ※ コンビニエンスストアに納付を委託する場合には、納付書表面にバーコードが表示されている納付書が必要です。  
 利用可能なコンビニエンスストアについては、バーコードが表示されている納付書の裏面でご確認ください。

**延滞税の計算方法**

具体的には、次の算式によって計算してください。

<table border="1" style="border-collapse: collapse; width: 100%;"> <tr> <td style="padding: 2px;">新たに納付すべき本税の額</td> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">×</td> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">延滞税の割合 (注)</td> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">×</td> <td style="padding: 2px;">期間(日数)</td> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">=</td> <td style="padding: 2px;">延滞税の額</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">10,000円未満の端数切捨て</td> <td style="padding: 2px;">確定申告期限の翌日から完納の日まで</td> <td style="padding: 2px;">100円未満の端数切捨て</td> </tr> </table>	新たに納付すべき本税の額	×	延滞税の割合 (注)	×	期間(日数)	=	延滞税の額	10,000円未満の端数切捨て	確定申告期限の翌日から完納の日まで	100円未満の端数切捨て	3 6 5
新たに納付すべき本税の額	×				延滞税の割合 (注)		×	期間(日数)	=	延滞税の額	
10,000円未満の端数切捨て		確定申告期限の翌日から完納の日まで	100円未満の端数切捨て								

**延滞税の計算方法**

延滞税の割合は、年7.3%（表面記載の納期限の翌日から2月を経過した日以後は年14.6%）となります。  
 具体的には、次の算式によって計算してください。

<table border="1" style="border-collapse: collapse; width: 100%;"> <tr> <td style="padding: 2px;">新たに納付すべき本税の額</td> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">×</td> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">延滞税の割合 <u>7.3%</u>(注)</td> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">×</td> <td style="padding: 2px;">期間(日数)</td> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">=</td> <td style="padding: 2px;">延滞税の額</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">10,000円未満の端数切捨て</td> <td style="padding: 2px;">確定申告期限の翌日から完納の日まで</td> <td style="padding: 2px;">100円未満の端数切捨て</td> </tr> </table>	新たに納付すべき本税の額	×	延滞税の割合 <u>7.3%</u> (注)	×	期間(日数)	=	延滞税の額	10,000円未満の端数切捨て	確定申告期限の翌日から完納の日まで	100円未満の端数切捨て	3 6 5
新たに納付すべき本税の額	×				延滞税の割合 <u>7.3%</u> (注)		×	期間(日数)	=	延滞税の額	
10,000円未満の端数切捨て		確定申告期限の翌日から完納の日まで	100円未満の端数切捨て								

(注) 平成26年1月1日以降の期間に対応する延滞税の割合

- ① 納期限の翌日から2月を経過する日まで・・・年「7.3%」と「特例基準割合+1%」のいずれか低い割合
- ② 納期限の翌日から2月を経過した日以後・・・年「14.6%」と「特例基準割合+7.3%」のいずれか低い割合

なお、「特例基準割合」とは、各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合をいいます。

また、平成25年12月31日以前の期間に対応する延滞税については、上記の割合と異なります。詳しくは、税務署におたずねください。

- 新たに納付すべき本税の額が10,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
- 計算した延滞税の額が1,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
- 次の場合には、延滞税の計算の基礎となる「期間(日数)」に特例が設けられています。詳しくは、税務署におたずねください。
  - ① 期限内申告書を提出している場合で確定申告期限から1年を経過する日以後に更正があったとき又は期限後申告書を提出している場合でその提出した日の翌日から起算して1年を経過する日以後に更正があったとき（偽りその他不正の行為により税金を免れ又は還付を受けた人に対する更正については、この特例の適用はありません。）
  - ② 期限後申告書に係る還付金の額が減少する場合

※ 更正、決定又は加算税の賦課決定（以下「更正等」といいます。）によりその確定申告期限から1年を経過した日以後に納付すべき税額が確定した場合で、その更正等により新たに確定した部分の税額につき、一時に納付することができない理由があると認められること、その更正等の通知書が発せられた日の翌日から起算して1月を経過する日までに申請があることなどの一定の要件を満たす場合は、その納付することができないと認められる金額を限度として、その納期限（この通知により新たに納付すべき税額の納期限）から1年以内の期間を限り、納税の猶予が受けられます。

また、納税の猶予が受けられない場合でも、更正等に係る国税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること、その納期限から6月以内に申請があることなどの一定の要件を満たすときは、その申請の日等から1年以内の期間に限り、換領の猶予が受けられます。

**【減少する税額がある方】**

※ 既に納付した税額がこの通知により減少する場合で、他に未納の税額がないときは、銀行等の預貯金口座への振込み又はゆうちょ銀行、郵便局の窓口払いの方法により還付することになります。

(注) 延滞税の割合は、年単位(1/1～12/31)で適用することとなります。  
 具体的には次のとおりです。

- ① 納期限の翌日から2月を経過する日まで・・・年「7.3%」と「特例基準割合+1%」のいずれか低い割合
- ② 納期限の翌日から2月を経過した日以後・・・年「14.6%」と「特例基準割合+7.3%」のいずれか低い割合

なお、「特例基準割合」とは、各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合をいいます。

また、平成25年12月31日以前の期間に対応する延滞税については、上記の割合と異なります。詳しくは、税務署におたずねください。

- 新たに納付すべき本税の額が10,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
- 計算した延滞税の額が1,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
- 次の場合には、延滞税の計算の基礎となる「期間(日数)」に特例が設けられています。詳しくは、税務署におたずねください。
  - ① 期限内申告書を提出している場合で確定申告期限から1年を経過する日以後に更正があったとき又は期限後申告書を提出している場合でその提出した日の翌日から起算して1年を経過する日以後に更正があったとき（偽りその他不正の行為により税金を免れ又は還付を受けた人に対する更正については、この特例の適用はありません。）
  - ② 期限後申告書に係る還付金の額が減少する場合

※ 更正、決定又は加算税の賦課決定（以下「更正等」といいます。）によりその確定申告期限から1年を経過した日以後に納付すべき税額が確定した場合で、その更正等により新たに確定した部分の税額につき、一時に納付することができない理由があると認められること、その更正等の通知書が発せられた日の翌日から起算して1月を経過する日までに申請があることなどの一定の要件を満たす場合は、その納付することができないと認められる金額を限度として、その納期限（この通知により新たに納付すべき税額の納期限）から1年以内の期間を限り、納税の猶予が受けられます。

**【減少する税額がある方】**

※ 既に納付した税額がこの通知により減少する場合で、他に未納の税額がないときは、銀行等の預貯金口座への振込み又はゆうちょ銀行、郵便局の窓口払いの方法により還付することになります。



改正後	改正前
<p>(裏面)</p> <p><b>【納付すべき税額がある方】</b></p> <p>※ 納付場所…日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（郵便局を含む。））又は当務務署（一定の場合、指定を受けたコンビニエンスストアに納付を委託できます。）</p> <p>(注) コンビニエンスストアに納付を委託する場合には、納付書表面にバーコードが表示されている納付書が必要です。</p> <p>利用可能なコンビニエンスストアについては、バーコードが表示されている納付書の裏面でご確認ください。</p> <p>※ 更正、決定又は加算税の賦課決定（以下「更正等」といいます。）によりその確定申告期限から1年を経過した日以後に納付すべき税額が確定した場合で、その更正等により新たに確定した部分の税額につき、一時に納付することができない理由があると認められること、その更正等の通知書が発せられた日の翌日から起算して1月を経過する日までに申請があることなどの一定の要件を満たす場合は、その納付することができないと認められる金額を限度として、その納期限（この通知により新たに納付すべき税額の納期限）から1年以内の期間を限り、納税の猶予が受けられます。</p> <p><u>また、納税の猶予が受けられない場合でも、更正等に係る国税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること、その納期限から6月以内に申請があることなどの一定の要件を満たすときは、その申請の日等から1年以内の期間に限り、換価の猶予が受けられます。</u></p> <p><b>【減少する税額がある方】</b></p> <p>※ 既に納付した税額がこの通知により減少する場合で、他に未納の税額がないときは、銀行等の預貯金口座への振込み又はゆうちょ銀行、郵便局の窓口払いの方法により還付することになります。</p>	<p>(裏面)</p> <p><b>【納付すべき税額がある方】</b></p> <p>※ 納付場所…日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（郵便局を含む。））又は当務務署（一定の場合、指定を受けたコンビニエンスストアに納付を委託できます。）</p> <p>(注) コンビニエンスストアに納付を委託する場合には、納付書表面にバーコードが表示されている納付書が必要です。</p> <p>利用可能なコンビニエンスストアについては、バーコードが表示されている納付書の裏面でご確認ください。</p> <p>※ 更正、決定又は加算税の賦課決定（以下「更正等」といいます。）によりその確定申告期限から1年を経過した日以後に納付すべき税額が確定した場合で、その更正等により新たに確定した部分の税額につき、一時に納付することができない理由があると認められること、その更正等の通知書が発せられた日の翌日から起算して1月を経過する日までに申請があることなどの一定の要件を満たす場合は、その納付することができないと認められる金額を限度として、その納期限（この通知により新たに納付すべき税額の納期限）から1年以内の期間を限り、納税の猶予が受けられます。</p> <p><b>【減少する税額がある方】</b></p> <p>※ 既に納付した税額がこの通知により減少する場合で、他に未納の税額がないときは、銀行等の預貯金口座への振込み又はゆうちょ銀行、郵便局の窓口払いの方法により還付することになります。</p>

改正後

改正前

個⑫ 014 更正決定等通知書（加算税用／本表の三の二）  
（表面）

（同左）  
（表面）

第 号 (番 号)  
平成 年 月 日

殿 税務署長

第 号 (番 号)  
平成 年 月 日

殿 税務署長

平成 年分所得税及び復興特別所得税の加算税の賦課決定通知書

平成 年分所得税及び復興特別所得税の加算税の賦課決定通知書

平成 年分所得税及び復興特別所得税の平成 年 月 日の により納付すべき本税  
に対する加算税について、次のとおり賦課決定します。

平成 年分所得税及び復興特別所得税の平成 年 月 日の により納付すべき本税  
に対する加算税について、次のとおり賦課決定します。

なお、申告加算税には、内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する  
法律第6条第1項及び第2項（国外財産に係る過少申告加算税又は無申告加算税の特例）並びに第6条の3第1  
項及び第2項（財産債務に係る過少申告加算税又は無申告加算税の特例）の規定を適用しています。

なお、申告加算税には、内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する  
法律第6条第1項及び第2項（過少申告加算税又は無申告加算税の特例）の規定を適用しています。

この結果、この通知により新たに納付すべき加算税の額は、下の表の太い枠内ようになります。

この結果、この通知により新たに納付すべき加算税の額は、下の表の太い枠内ようになります。

申告加算税	① 加算税の基礎となる税額	円	<input type="radio"/> 加重分等の過少(無)申告加算税がある場合には、付表で計算した加算税の額が③欄に移記してあります。 <input type="radio"/> この新たに納付すべき加算税の額は、平成 年 月 日までに日本銀行(本店、支店、代理店及び歳入代理店(郵便局を含む。))又は当税務署に納付することになります。
	② 加算税の割合	%	
	③ 加算税の額(①×②)	円	
重加算税	④ 加算税の基礎となる税額	円	
	⑤ 加算税の割合	%	
	⑥ 加算税の額(④×⑤)	円	

申告加算税	① 加算税の基礎となる税額	円	<input type="radio"/> 加重分等の過少(無)申告加算税がある場合には、付表で計算した加算税の額が③欄に移記してあります。 <input type="radio"/> この新たに納付すべき加算税の額は、平成 年 月 日までに日本銀行(本店、支店、代理店及び歳入代理店(郵便局を含む。))又は当税務署に納付することになります。
	② 加算税の割合	%	
	③ 加算税の額(①×②)	円	
重加算税	④ 加算税の基礎となる税額	円	
	⑤ 加算税の割合	%	
	⑥ 加算税の額(④×⑤)	円	

この処分の理由

この処分の理由

理由記入欄

理由記入欄

本表の三の二

本表の三の二

( )枚のうち( )枚目

( )枚のうち( )枚目

改正後	改正前
<p>(裏面)</p> <p>※ 納付場所…日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（郵便局を含む。））又は当税務署 （一定の場合、指定を受けたコンビニエンスストアに納付を委託できます。）</p> <p>(注) コンビニエンスストアに納付を委託する場合には、納付書表面にバーコードが表示されている納付書が必要です。 利用可能なコンビニエンスストアについては、バーコードが表示されている納付書の裏面でご確認ください。</p> <p>※ 更正、決定又は加算税の賦課決定（以下「更正等」といいます。）によりその確定申告期限から1年を経過した日以後に納付すべき税額が確定した場合で、その更正等により新たに確定した部分の税額につき、一時に納付することができない理由があると認められること、その更正等の通知書が発せられた日の翌日から起算して1月を経過する日までに申請があることなどの一定の要件を満たす場合は、その納付することができないと認められる金額を限度として、その納期限（この通知により新たに納付すべき税額の納期限）から1年以内の期間を限り、納税の猶予が受けられます。</p> <p><u>また、納税の猶予が受けられない場合でも、更正等に係る国税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること、その納期限から6月以内に申請があることなどの一定の要件を満たすときは、その申請の日等から1年以内の期間を限り、換価の猶予が受けられます。</u></p>	<p>(裏面)</p> <p>※ 納付場所…日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（郵便局を含む。））又は当税務署 （一定の場合、指定を受けたコンビニエンスストアに納付を委託できます。）</p> <p>(注) コンビニエンスストアに納付を委託する場合には、納付書表面にバーコードが表示されている納付書が必要です。 利用可能なコンビニエンスストアについては、バーコードが表示されている納付書の裏面でご確認ください。</p> <p>※ 更正、決定又は加算税の賦課決定（以下「更正等」といいます。）によりその確定申告期限から1年を経過した日以後に納付すべき税額が確定した場合で、その更正等により新たに確定した部分の税額につき、一時に納付することができない理由があると認められること、その更正等の通知書が発せられた日の翌日から起算して1月を経過する日までに申請があることなどの一定の要件を満たす場合は、その納付することができないと認められる金額を限度として、その納期限（この通知により新たに納付すべき税額の納期限）から1年以内の期間を限り、納税の猶予が受けられます。</p>

改正後

改正前

個⑫ 021-2 更正決定等通知書（別表（次葉））

（新設）

別表（次葉） 平成 年分

氏名 \_\_\_\_\_ 殿

区 分	④	⑤	⑥	⑦
	前の額 円	後の額 円	増減（△印） 差額 （⑥-④）	
④-⑤の金額	⑤		/	
適用資産等について国外転出をする 場合の譲渡所得等の特例等の適用が ないものとした場合における外国税額 控除後の所得税及び復興特別所得税の額	⑥			
⑤-⑥の金額	⑦			
国外転出をする場合の譲渡所得等の 特例等に係る納税猶予分の所得税 及び復興特別所得税の額 〔⑦<④の場合 ⑦の金額〕 〔⑦≧④の場合 ④の金額〕	⑧			円

（注1）⑧の ⑧欄には、国外転出をする場合の譲渡所得等の所得金額が更正により増加する場合、その増加する所得金額のうち納税猶予の対象とならない資産に基づく所得金額を除いて計算した外国税額控除後の所得税及び復興特別所得税が記載されています。

（注2）⑦欄には、⑤-⑥の金額が負の場合、0と記載されています。

（ ）枚のうち（ ）枚目

改正後

改正前

個⑫ 035 更正決定等通知書(加重分等の過少申告加算税がある場合の過少申告加算税の税額の計算書/付表の八の三)

(同左)

加重分等の過少申告加算税がある場合の過少申告加算税の税額の計算書

加重分等の過少申告加算税がある場合の過少申告加算税の税額の計算書

(通知書又は別表の「過少申告加算税の額」は、この計算書の⑫欄の金額が記載してあります。)  
 ○ あなたの過少申告加算税については、国税通則法第65条第1項の規定によって計算した加算税(通常分の過少申告加算税)のほかに、同条第2項の規定により、この計算書の⑫欄の加算税(加重分の過少申告加算税)が課されます。  
 また、内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第6条第1項及び第6条の3第1項の規定により、この計算書の⑫欄の加算税(国外財産又は財産若しくは債務に係る軽減分の過少申告加算税)が控除され、同法第6条第2項及び第6条の3第2項の規定により、この計算書の⑫欄の加算税(国外財産又は財産若しくは債務に係る加重分の過少申告加算税)が課されることとなります。

(通知書又は別表の「過少申告加算税の額」は、この計算書の⑫欄の金額が記載してあります。)  
 ○ あなたの過少申告加算税については、国税通則法第65条第1項の規定によって計算した加算税(通常分の過少申告加算税)のほかに、同条第2項の規定により、この計算書の⑫欄の税額についても加算税(加重分の過少申告加算税)が課されます。  
 また、内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第6条第1項の規定により、この計算書の⑫欄の税額について加算税(国外財産調査に係る軽減分の過少申告加算税)が控除され、同法第2項の規定により、この計算書の⑫欄の税額について加算税(国外財産調査に係る加重分の過少申告加算税)が課されることとなります。

平成 年分		氏名		殿	
区	分	前の額			後の額
加算税の対象となる税額①		円		円	
累積増差税額	平成 年 月 日の 分 ②				
	平成 年 月 日の 分 ③				
	平成 年 月 日の 分 ④				
	平成 年 月 日の 分 ⑤				
	平成 年 月 日の 分 ⑥				
① から ⑥ の計 ⑦					
期限内申告税額	平成 年 月 日の確定申告分 ⑧				
	外国税額控除額 ⑨				
	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額 ⑩				
	所得税及び復興特別所得税の予納税額 ⑪				
	災害減免額 ⑫				
⑧ から ⑫ の計 ⑬					
⑬の金額と50万円のいずれか多い方の金額 ⑭					
①の金額と「⑦-⑭」の金額のいずれか少ない方の金額 ⑮					
加重算税の対象となる税額 ⑯					
通常分	加算税の基礎となる税額(①-⑮) (1万円未満の端数切捨て) ⑰				
	加算税の割合 ⑱		%		%
	加算税の額(⑰×⑱) ⑲		円		円
加重分	加算税の基礎となる税額(⑮-⑯) (1万円未満の端数切捨て) ⑳				
	加算税の割合 ㉑		%		%
	加算税の額(⑳×㉑) ㉒		円		円
国外財産等(財産若しくは債務に係る)	軽減加算税の基礎となる税額 ㉓				
	軽減加算税の割合 ㉔	5	%	5	%
	軽減加算税の額(㉓×㉔) ㉕		円		円
	加重加算税の基礎となる税額 ㉖				
	加重加算税の割合 ㉗	5	%	5	%
加重加算税の額(㉖×㉗) ㉘		円		円	
過少申告加算税の額(⑲+㉒-㉕+㉘) ㉙					

平成 年分		氏名		殿	
区	分	前の額			後の額
加算税の対象となる税額①		円		円	
累積増差税額	平成 年 月 日の 分 ②				
	平成 年 月 日の 分 ③				
	平成 年 月 日の 分 ④				
	平成 年 月 日の 分 ⑤				
	平成 年 月 日の 分 ⑥				
① から ⑥ の計 ⑦					
期限内申告税額	平成 年 月 日の確定申告分 ⑧				
	外国税額控除額 ⑨				
	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額 ⑩				
	所得税及び復興特別所得税の予納税額 ⑪				
	災害減免額 ⑫				
⑧ から ⑫ の計 ⑬					
⑬の金額と50万円のいずれか多い方の金額 ⑭					
①の金額と「⑦-⑭」の金額のいずれか少ない方の金額 ⑮					
加重算税の対象となる税額 ⑯					
通常分	加算税の基礎となる税額(①-⑮) (1万円未満の端数切捨て) ⑰				
	加算税の割合 ⑱		%		%
	加算税の額(⑰×⑱) ⑲		円		円
加重分	加算税の基礎となる税額(⑮-⑯) (1万円未満の端数切捨て) ⑳				
	加算税の割合 ㉑		%		%
	加算税の額(⑳×㉑) ㉒		円		円
国外財産調査に係る	軽減加算税の基礎となる税額 ㉓				
	軽減加算税の割合 ㉔	5	%	5	%
	軽減加算税の額(㉓×㉔) ㉕		円		円
	加重加算税の基礎となる税額 ㉖				
	加重加算税の割合 ㉗	5	%	5	%
加重加算税の額(㉖×㉗) ㉘		円		円	
過少申告加算税の額(⑲+㉒-㉕+㉘) ㉙					

( )枚のうち( )枚目

( )枚のうち( )枚目

改正後

改正前

個⑫ 037 更正決定等通知書(加重分等の無申告加算税がある場合の無申告加算税の税額の計算書/付表の八の四)

(同左)

加重分等の無申告加算税がある場合の無申告加算税の税額の計算書

(通知書又は別表の「無申告加算税の額」は、この計算書の総額の金額が記載してあります。)

- あなたの無申告加算税については、国税通則法第66条第1項の規定によって計算した加算税(通常分の無申告加算税)のほか、同条第2項の規定により、この計算書の⑫額の加算税(加重分の無申告加算税)が課されます。
- また、内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調査の提出等に関する法律第6条第1項及び第6条の3第1項の規定により、この計算書の⑬額の加算税(国外財産又は財産若しくは債務に係る軽減分の無申告加算税)が控除され、同法第6条第2項及び第6条の3第2項の規定により、この計算書の⑭額の加算税(国外財産又は財産若しくは債務に係る加重分の無申告加算税)が課されることとなります。

加重分等の無申告加算税がある場合の無申告加算税の税額の計算書

(通知書又は別表の「無申告加算税の額」は、この計算書の総額の金額が記載してあります。)

- あなたの無申告加算税については、国税通則法第66条第1項の規定によって計算した加算税(通常分の無申告加算税)のほか、同条第2項の規定により、この計算書の⑬額の税額についても加算税(加重分の無申告加算税)が課されます。
- また、内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調査の提出等に関する法律第6条第1項の規定により、この計算書の⑭額の税額について加算税(国外財産調査に係る軽減分の無申告加算税)が控除され、同条第2項の規定により、この計算書の⑮額の税額について加算税(国外財産調査に係る加重分の無申告加算税)が課されることとなります。

平成 年分 氏名 殿

平成 年分 氏名 殿

区 分		前の額	後の額
加算税の対象となる税額①		円	円
累積納付税額	平成 年 月 日の 分②		
	平成 年 月 日の 分③		
	平成 年 月 日の 分④		
	平成 年 月 日の 分⑤		
	平成 年 月 日の 分⑥		
① から ⑥ の 計⑦			
①の金額と「⑦-50万円」の金額のいずれか少ない方の金額⑧			
加重算税の対象となる税額⑨			
通常分	加算税の基礎となる税額(①-⑧) (1万円未満の端数切捨て)⑩		
	加算税の割合⑪	%	%
加算税の額(⑩×⑪)⑫		円	円
加重分	加算税の基礎となる税額(⑧-⑨) (1万円未満の端数切捨て)⑬		
	加算税の割合⑭	%	%
	加算税の額(⑬×⑭)⑮	円	円
国外財産又は財産若しくは債務に係る	軽減		
	加算税の基礎となる税額⑯		
	加算税の割合⑰	5 %	5 %
加算税の額(⑯×⑰)⑱		円	円
加重分	加算税の基礎となる税額⑲		
	加算税の割合⑳	5 %	5 %
	加算税の額(⑲×㉑)㉒	円	円
無申告加算税の額(⑫+⑮-⑱+㉒)㉓			

区 分		前の額	後の額
加算税の対象となる税額①		円	円
累積納付税額	平成 年 月 日の 分②		
	平成 年 月 日の 分③		
	平成 年 月 日の 分④		
	平成 年 月 日の 分⑤		
	平成 年 月 日の 分⑥		
① から ⑥ の 計⑦			
①の金額と「⑦-50万円」の金額のいずれか少ない方の金額⑧			
加重算税の対象となる税額⑨			
通常分	加算税の基礎となる税額(①-⑧) (1万円未満の端数切捨て)⑩		
	加算税の割合⑪	%	%
加算税の額(⑩×⑪)⑫		円	円
加重分	加算税の基礎となる税額(⑧-⑨) (1万円未満の端数切捨て)⑬		
	加算税の割合⑭	%	%
	加算税の額(⑬×⑭)⑮	円	円
国外財産調査に係る	軽減		
	加算税の基礎となる税額⑯		
	加算税の割合⑰	5 %	5 %
加算税の額(⑯×⑰)⑱		円	円
加重分	加算税の基礎となる税額⑲		
	加算税の割合⑳	5 %	5 %
	加算税の額(⑲×㉑)㉒	円	円
無申告加算税の額(⑫+⑮-⑱+㉒)㉓			

( )枚のうち( )枚目

( )枚のうち( )枚目



個⑫ 039-12 更正決定等通知書（翌年へ繰り越す純損失等の金額の計算書（東日本大震災）／付表の九の二 平成27年分）

（新設）

翌年へ繰り越す純損失等の金額の計算書  
（東日本大震災用）

（通知書の別表の「翌年へ繰り越す純損失・雑損失の金額」欄の金額、分離課税の株式等の譲渡所得等の金額、分離課税の上場株式等の配当所得の金額及び分離課税の先物取引の雑所得等の金額は、この計算書によって計算してあります。）

平成27年分

1 繰越損失額控除前の所得金額		氏名		職	
所得	所得	所得	所得	所得	所得
①	②	③	④	⑤	⑥
2 翌年への繰越損失額、分離課税の株式等の譲渡所得等の金額、分離課税の上場株式等の配当所得の金額及び分離課税の先物取引の雑所得等の金額					
	損失の種類	①前年から繰り越された損失額	②本年分の所得から控除される繰越損失額	③翌年への繰越損失額 (A)-②	
22年分	純損失				
	被災純損失	山林以外 山林			
	雑損失				
23年分	純損失				
	被災純損失	山林以外 山林			
	雑損失				
24年分	純損失				
	被災純損失	山林以外 山林			
	雑損失				
25年分	純損失				
	被災純損失	山林以外 山林			
	雑損失				
26年分	純損失				
	被災純損失	山林以外 山林			
	雑損失				
本年分	純損失				
	被災純損失	山林以外 山林			
	雑損失				

（特定）居住用財産の譲渡損失に係る（特定）純損失の金額がある場合の翌年へ繰り越す（特定）居住用財産分以外の純損失の金額は、下の3により計算してあります。

株式等の譲渡所得等	①欄、②欄及び⑦欄には、前年から繰り越された雑損失の金額を控除した後の黒字の金額が書いてあります。	①	
上場株式等の配当所得		②	
先物取引の雑所得等		⑦	

（注）①前年から繰り越された損失額は、古い年分から順次差し引いて計算してあります。また、損失額の繰越控除期間が短いものから先に差し引いて計算してあります。

3 （特定）居住用財産の譲渡損失に係る（特定）純損失の金額がある場合の翌年へ繰り越す（特定）居住用財産分以外の純損失の金額

	④ 純損失の金額	⑤ （特定）居住用財産の譲渡損失に係る（特定）純損失の金額	⑥ 翌年へ繰り越す（特定）居住用財産分以外の純損失の金額 (A)-⑤
本年分			

（ ）枚のうち（ ）枚目

付表の九の二

改正後

改正前

個⑫ 045 更正決定等通知書（不服申立て等について）

(同左)

不服申立て等について

不服申立て等について

氏名 \_\_\_\_\_ 殿

氏名 \_\_\_\_\_ 殿

【不服申立てについて】

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に \_\_\_\_\_ 税務署長 国税局長 に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、 \_\_\_\_\_ 国税不服審判所首席国税不服審判官）に対して審査請求をすることができます。
- 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に \_\_\_\_\_ 税務署長 国税局長 に対して異議申立て又は国税不服審判所長（提出先は、 \_\_\_\_\_ 国税不服審判所首席国税不服審判官）に対して審査請求をすることができます。
- 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
- なお、異議申立てをしないで審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、 \_\_\_\_\_ 国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
  - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
  - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
  - (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
  - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
  - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
  - (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

( ) 枚のうち ( ) 枚目

( ) 枚のうち ( ) 枚目

改正後	改正前
<p>個⑫ 306 消費税及び地方消費税の 通知書並びに加算税の賦課決定通知書(不服申立て等について)</p> <p style="text-align: center;"><b>不服申立て等について</b></p> <p style="text-align: right;">氏 名 _____ 殿</p> <p><b>【不服申立てについて】</b></p> <p>○ 自平成 年 月 日 至平成 年 月 日 課税期間分の処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に _____ 税務署長 国税局長 に対して再調査の請求又は国税不服審判所長(提出先は、 _____ 国税不服審判所首席国税審判官) に対して審査請求をすることができます。</p> <p>○ 再調査の請求(法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。</p> <p><b>【取消しの訴えについて】</b></p> <p>○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。</p> <p>○ 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。</p> <p>○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。</p> <p>○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。</p> <p>(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。</p> <p>(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>	<p>(同左)</p> <p style="text-align: center;"><b>不服申立て等について</b></p> <p style="text-align: right;">氏 名 _____ 殿</p> <p><b>【不服申立てについて】</b></p> <p>○ この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に _____ 税務署長に対して異議申立てをすることができます。</p> <p>○ 異議申立て(法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。</p> <p>○ なお、異議申立てをしないで審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長(提出先は、 _____ 国税不服審判所首席国税審判官) に対して審査請求をすることができます。</p> <p><b>【取消しの訴えについて】</b></p> <p>○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。</p> <p>○ 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。</p> <p>○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。</p> <p>○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。</p> <p>(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。</p> <p>(3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>

改正後	改正前
<p>附則</p> <p>この通達により定める様式のうち「第3章 納税者管理に関する事務」及び「第4章 諸申請等の処理事務」において定めるもの並びに「個⑫ 045 更正決定等通知書（不服申立て等について）」については平成28年3月31日以前に行う処分に関するものに限り、なお従前の例による。</p>	<p>(新設)</p>